平成３０年（フ）第５２３号
札幌市西区琴似１条７丁目２番22―406号
債務者　合田　昌代
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５３６号
札幌市西区発寒10条１丁目２番６―204号
債務者　新井かおる
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５４３号
札幌市白石区北郷６条４丁目４番５号　第１司レジデンス203号
債務者　辻　　翔哉
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５４９号
札幌市西区西野７条５丁目７番２号　ガイアパレスＡ―５号
債務者　岩清水綾香（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５５３号
札幌市東区北22条東13丁目２番12号　阿部マンション105号
債務者　古久保るり子
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５２号
釧路市鳥取北10丁目17番４号
債務者　福島　京子
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第６６号
釧路市若松町５番12号　グリーンハイツ208号、申立前の住所釧路市芦野５丁目５番12号
債務者　安部　一典
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第６７号
北海道厚岸郡厚岸町宮園３丁目５番地　宮園公住Ｍ２―407、申立前の住所北海道厚岸郡厚岸町山の手１丁目７番地　山の手モンレーブ２Ｆ
債務者　多喜　香菜
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第２６号
北海道中川郡幕別町札内新北町24番地　プリオール春　１―Ｂ
債務者　仲　　陽子
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成３０年（フ）第８０号
盛岡市向中野４丁目10番25号　Ｍａｉｓｏｎ　ＭＡＳＵＺＥＮ―Ａ102号
債務者　宮川　洋恵
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第６７１号
埼玉県狭山市大字笹井3028番地の５　ソフトリィ　メゾン202
債務者　佐々木勝則
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１４６号
埼玉県所沢市東所沢和田２丁目25番地の17　ルミエール東所沢301
債務者　小松　　弘
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１６３号
埼玉県狭山市広瀬１丁目15番１号、前住所埼玉県川越市中台南１丁目23番地７　（ヴィラマロン渡辺208号室）
債務者　須藤　正樹
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第３５号
愛知県一宮市緑２丁目14番22号　小家碧玉内
債務者　恩田　　要
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第１６０号
大阪府羽曳野市学園前６丁目１番１号
債務者　中丸　良雄
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１７７号
大阪府柏原市法善寺４丁目415番地の１　フェアモント103号
債務者　小林　喜佳
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１９６号
堺市堺区三宝町３丁164番地20　ピリカ三宝町102号、前住所大阪市住吉区大領５丁目５番28号　ヴィラ大領205号
債務者　笠松　勝博
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係